

INWES Japan 会則

本会は、1999年7月千葉市幕張メッセで開催された第11回国際女性技術者・科学者会議(ICWES-11:11th International Conference of Women Engineers and Scientists)の主催団体である「日本女性科学者の会」と「日本女性技術者フォーラム」、協賛団体である「女性技術士の会」と「日本女性薬剤師の会」の4団体により、国際交流・活動を目的として創設され、ICWES-11 余剰金を会の基金に充てた。2003年 ICWES 開催組織として INWES (International Network of Women Engineers and Scientists) の世界組織がパリで承認されたのに伴い、本会の名称を ICWES Japan より INWES Japan に改称した。

第1条 名称

本会は、INWES Japan (International Network of Women Engineers and Scientists, Japan、インウェス・ジャパン) と称する。

第2条 目的

INWES の日本支部として、日本の女性技術者や科学者の国際的進出や活躍を援助する。

第3条 会員

本会の会員は、団体とする。構成団体は、日本女性技術フォーラム(JWETF)、日本女性技術士の会(Pe-Lady)、日本女性科学者の会(SJWS)とする。

第4条 名誉会長

本会は、名誉会長をおくことができる。

第5条 運営委員会

- 1) 運営委員会は、委員長、副委員長、事務局長、運営委員で構成される。
- 2) 会員である団体は、それぞれ5名以内の運営委員を選出する。
- 3) 委員長1名、副委員長2名以上、事務局長1名を運営委員会で互選する。
- 4) 事務局長は、事務局スタッフを運営委員以外から任命することができる。
- 5) 事務局の場所は、事務局長が定めるところとする。
- 6) 運営委員長の任期は3年とし、最長2期までとする。
- 7) 委員の任期は3年間とし、再選は妨げない。
- 8) 運営委員会は、委員長の徴集により開催する。
- 9) 委員長は、会務および事業の計画を立て、実行の総責任者とする。
- 10) 事務局長は、会計およびホームページなどでの会員への情報提供や広報を担う。
- 11) 重要な活動の際、各会員の長は顧問として協力する。

第6条 賛助会員をおくことができる。

第7条 会費 原則として徴収しない。

第8条 年度

本会は、年度を4月1日から3月31日とする。

第9条 監査

監査人をおいて、年度ごとに会計監査を受ける。

第10条 事業

- 1) INWES の活動に運営委員が参加する。
- 2) 会員および賛助会員に所属する ICWES 参加者に費用の一部を援助する。
- 3) 日本国内でシンポジウムや講演会などを主催する。
- 4) 会の趣旨に賛同いただける企業や団体から寄付を募る。
- 5) ICWES が日本で開催される場合は、主催団体となる。

第11条 脱退 構成団体は3ヶ月の事前告知により、会を脱退することができる。

第12条 会則改正

この会則は、運営委員会の定員の3分の2以上の賛成で改正することができる。

【2000年3月4日 制定, 2002年10月5日改正, 2005年2月1日改正, 2005年12月11日改正
2011年3月11日改正, 2013年5月14日改正, 2013年12月1日改正】

名誉会長	都河明子	(日本女性技術者フォーラム)
運営委員	菅原香代子 (運営委員長・渉外)	(日本女性技術者フォーラム)
	井本郁子(運営副委員長・監査)	(女性技術士の会)
	田中令子	(女性技術士の会)
	中野亜求了 (広報)	(日本女性技術者フォーラム)
	山口理栄	(日本女性技術者フォーラム)
	清宮奈美	(女性技術士の会)
	仁田工美 (事務局長)	(日本女性技術者フォーラム)
	今榮東洋子	(日本女性科学者の会)
顧問	近藤 科江	(日本女性科学者の会)
	木村了	(女性技術士の会理事長)
	金田千穂子	(日本女性技術者フォーラム運営委員長)
	大倉多美子	(日本女性科学者の会 会長)